

## ○香美市議会ハラスメント防止条例

令和 8 年 6 月 2 6 日

条例第 3 0 号

香美市議会議員（以下「議員」という。）は、常に高い倫理観を保持し、香美市議会（以下「議会」という。）の構成員であることを自覚し、議員活動を行わなければならない。議員活動を行うに当たり、香美市役所職員（以下「職員」という。）に対しては、対等の立場として相互の信頼を大切に接しなければならない。

ハラスメントは、他者の人格及び尊厳を侵す人権問題であり、職員等の業務及び議員活動並びに市民の福祉に支障を来し、議会及び議員の社会的信用及び信頼を失うこととなる。

議会は、ハラスメントの防止及び根絶に努め、市民から信頼される議会を目指すことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、議員間のハラスメント及び議員から職員等に対するハラスメントを防止し、及び根絶するために必要な事項を定め、もって市民から信頼される議会活動の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 言葉、行為等により他の者を傷つけ、苦痛を与える行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為
- (2) 社会的又は性的な差別により、他の者に精神的又は身体的な苦痛を与える行為
- (3) 職務上の地位、役職等の優位性を背景に、適正な職権の範囲を超えて、他の者に精神的又は身体的な苦痛を与える行為
- (4) 個人のプライバシーを侵害し、他の者を傷つける行為

2 この条例において「職員等」とは、地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員並びに同条第 3 項第 1 号から第 2 号まで、第 3 号、第 3 号の 2、第 5 号及び第 6 号に規定する特別職に属する職員（議員を除く。）をいう。

（適用範囲）

第 3 条 この条例は、次に掲げる関係において生じたハラスメント事案について適用する。

- (1) 議員から職員等に対するハラスメント
- (2) 議員から議員に対するハラスメント

（議員の責務）

第4条 議員は、市民の代表者として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントが個人の人格及び尊厳を不当に侵す人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止及び根絶に努めなければならない。

2 議員は、自らの行為がハラスメントの疑いがあると他の者から疑われたときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

3 議員は、議員間のハラスメント又は議員から職員等に対するハラスメントに当たる行為があると認める事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、香美市議会議長（以下「議長」という。）に対し当該事態を報告しなければならない。

（議長の責務）

第5条 議長は、議員によるハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、議員によるハラスメントに関する相談及び申立てを受けたときには、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

（相談及び申立て並びに相談窓口の設置）

第6条 ハラスメントによる被害を受けたと感じた、又はハラスメントを目撃し、若しくは把握した職員等又は議員は、議長に対し、ハラスメントに関する相談をし、その内容を書面又は電子メールにより申し立てることができる。

2 議長は、議員によるハラスメントに関する相談及び申立てを受け付けるため、議会事務局内にハラスメント相談窓口を設置する。

3 前項の場合において相談及び申立てを受けたときは、議会事務局長は、関係者のプライバシーに配慮して遅滞なくその旨を議長に報告しなければならない。

4 議長は、第1項の規定による申立てを受領したときは、その内容について別に定める基準に該当するかどうかを確認し、受理又は不受理の決定を行うものとする。

（調査）

第7条 議長は、議員によるハラスメントに関する相談及び申立てを受理したときは、事実関係の調査を行うものとする。

2 議長は、確認及び前項の規定に関する補助事務をあらかじめ指定した議会事務局職員に行わせることができる。

（審査委員会の設置）

第8条 議長は、前条第1項に規定する調査により議員によるハラスメントが行われたことが疑われると認めるときは、必要に応じて審査委員会（以下「審査会」という。）を設置することができる。

- 2 議長は、審査会にハラスメントの認定及びハラスメントに適切に対応するための必要な措置について諮問することができる。
- 3 議長は、前条第1項に規定する調査を審査会に委任することができる。
- 4 審査会は、議長からハラスメントに関する審査の申出があったときは、迅速かつ公正に審査するものとする。
- 5 審査会の組織及び運営については、議長が別に定める。

(議員の協力義務)

第9条 第6条第1項の規定による申立ての対象として申し立てられた議員(以下「対象者」という。)は、第7条第1項に規定する調査、必要な資料の提供、審査会への出席等を求められたときは協力しなければならない。

(弁明)

第10条 前条に規定する議員は、審査会において書面により弁明することができる。

(公表等)

第11条 議長は、議員によるハラスメントの事実があると認定したときは、当該ハラスメントを行った議員に対して、指導、助言、注意その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 議長は、議員によるハラスメントの事実があると認定したときは、全員協議会を開き、当該ハラスメントの概要及び議員名を報告の後、当該ハラスメントを行った議員の氏名を別に定める方法により公表するものとする。
- 3 議長は、第9条の規定により協力を求められた議員が調査等に協力しなかったときは、別に定める方法によりその旨を公表するものとする。

(議長職務の代行)

第12条 議長が調査の対象となった場合は副議長が、議長及び副議長が調査の対象となった場合は対象者に該当しない年長の議員がこの条例に規定する議長の職務を行うものとする。

(研修等)

第13条 議長は、議員によるハラスメントの防止のため、議員に対し必要に応じて研修等を行うものとする。

(被害者等のプライバシーの保護)

第14条 議員及び職員等は、ハラスメントの被害者及び関係者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 議員及び職員等は、第4条第3項の規定により報告を行った者及び第6条第1項の規定により申立てを行った者を特定する行為を行ってはならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われたハラスメントについて適用する。